



中村太郎税理士事務所

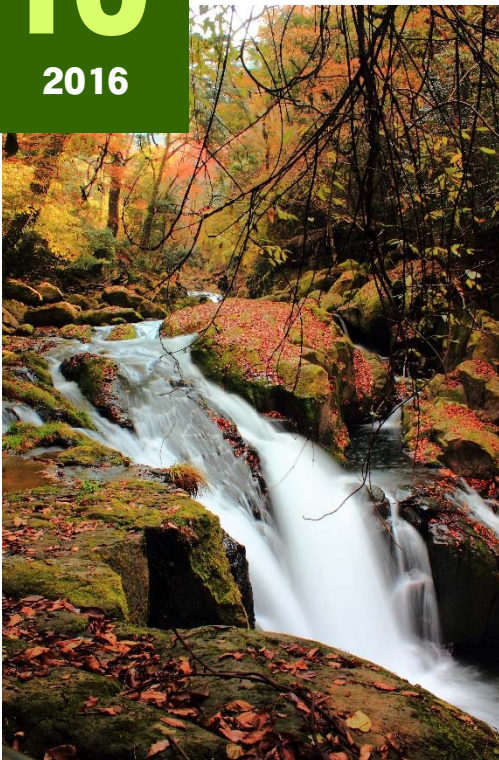
Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

10月の第2月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは、1964年の東京オリンピックの後のこと。リオデジャネイロオリンピックも終わり、次の東京オリンピックが楽しみです。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

10
2016



株主リストと別表二

9月から厚生年金保険の
保険料率が引き上げに
業種別にみる
中小企業の経営課題
都道府県別にみる
インターネットの利用状況

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

株主リストと別表二



平成28年10月1日以降に行う一定の登記申請の際、「株主リスト」を添付しなければならないと聞きました。この「株主リスト」について、法人税申告書の“別表二”を利用することもできるようですが、この“別表二”とは何でしょうか？



平成28年10月1日に施行される商業登記規則の改正により、株主総会の決議等を経る必要がある登記の場合には、同日以降の登記申請に際し、代表者が証明した株主の情報が記載された一定の書面（以下、株主リスト）の添付が義務付けられました。

改正の背景

株主総会議事録を偽造して役員になりすまし、変更登記を行い会社の財産を処分するなど登記を悪用した犯罪や違法行為に対して、消費者保護や犯罪抑止のための登記の真実性の担保強化、法人の所有者情報を把握することでの透明性確保や悪用防止の国際的な要請などを背景に、当該改正が行われました。

株主リストの対象者と記載事項

株主リストへの記載対象となる株主や、代表者が証明すべき記載内容は、登記すべき事項に応じ、それぞれ次のとおりです。

	株主全員の同意が必要な登記の場合	株主総会の決議が必要な登記の場合
記載対象者	株主全員	次の1.と2.いずれか少ない方の株主 1. 議決権数上位10の株主（議決権を行使できない自己株式等は除く） 2. 議決権割合が2/3に達するまでの株主（議決権割合の多い方から順に加算）
記載内容	1. 株主の氏名又は名称 2. 住所 3. 株式数 4. 議決権数	1. 株主の氏名又は名称 2. 住所 3. 株式数 4. 議決権数 5. 議決権数割合

法人税申告書「別表二」との関連

法人税の申告をする際、別表二（同族会社等の判定に関する明細書）を提出します。この別表二は、特定の株主等によって会社が支配されているか判定する書類です。そのためここには、次のように判定の基準となる株主等について、保有株式等の明細を記載する欄が設けられています。

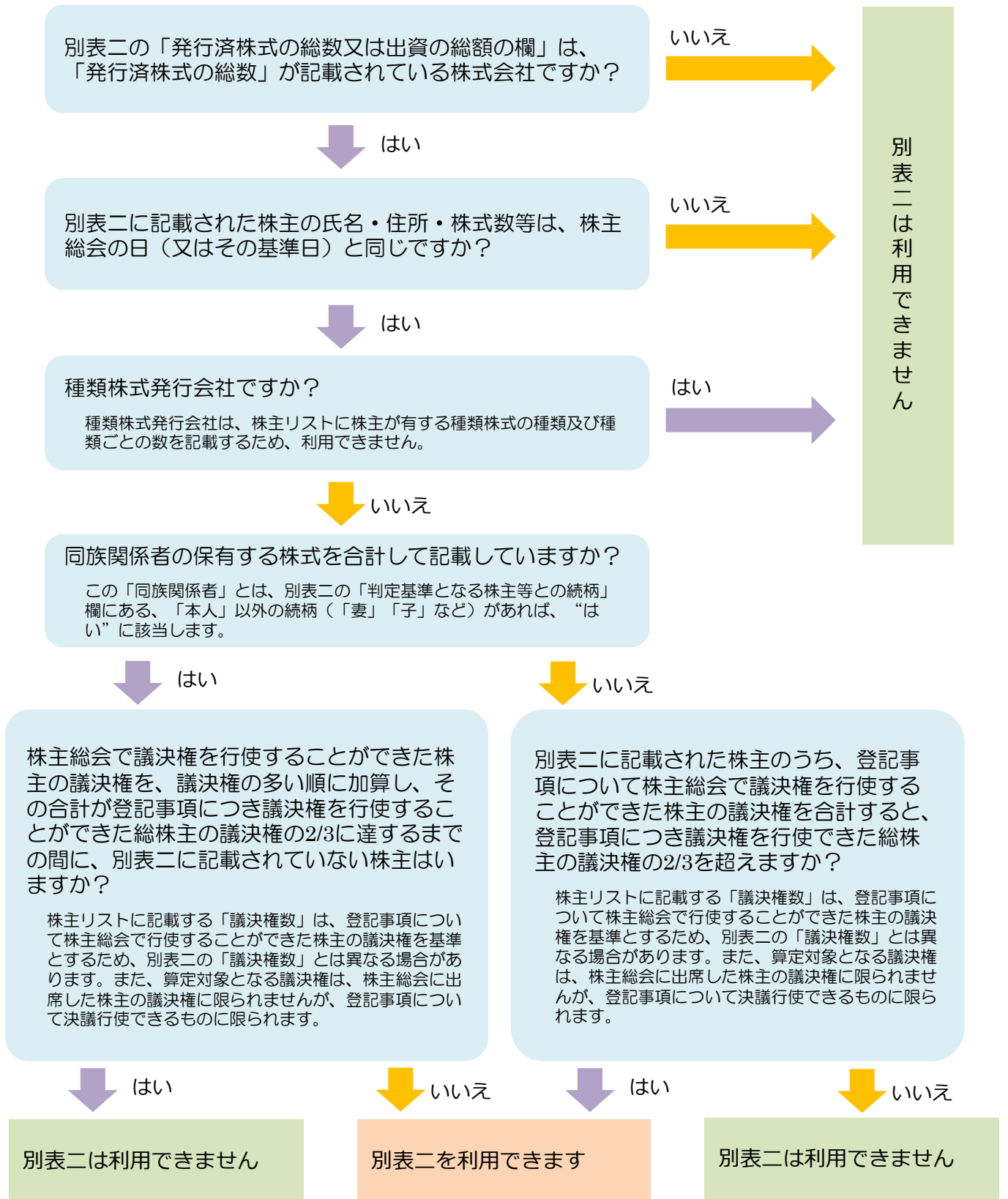
順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者	判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
			被支配会社でない株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
1		本人	19	20	21	22
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

（別表二 一部抜粋）

このように別表二には、株主リストと同等の記載項目もあることから、中小企業の事務負担に配慮し、株主リストに別表二を添付することで、左記記載内容の2.及び3.を省略することが可能とされています。しかし、全てのケースにおいて別表二が株主リストの記載内容を満たしているとは限らないため、利用できるか否かを判定するフローチャートが法務省で用意されています。次ページでは議決権割合が2/3に達するまでの株主を記載対象とした場合の、判定フローチャートをご用意しました。ご参考ください。

なお“株主総会”がない医療法人などは、今般の改正の対象とはなりません。ご留意ください。

別表二（同族会社等の判定に関する明細書）を利用できるか否かの判定フローチャート
〔議決権数の合計が総議決権数の2/3に達するまでの株主を記載対象とした株主リストの場合〕



9月から厚生年金保険の 保険料率が引き上げに

平成16年に行われた年金制度の改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年まで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることになっています。これにより平成28年9月からの厚生年金保険料率は18.182%となり、これを労使折半で9.091%ずつ負担します。具体的な保険料額は下表のとおりとなっています。※協会けんぽの健康保険料率については変更ありません。

[表 平成28年9月からの厚生年金保険料額] (単位：円)

等級	標準報酬		報酬月額		全額	折半額
	月額	日額	円以上	円未満	18.182%	9.091%
1	98,000	3,270	~	101,000	17,818.36	8,909.18
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	18,909.28	9,454.64
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	20,000.20	10,000.10
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	21,454.76	10,727.38
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	22,909.32	11,454.66
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	24,363.88	12,181.94
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	25,818.44	12,909.22
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	27,273.00	13,636.50
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	29,091.20	14,545.60
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	30,909.40	15,454.70
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	32,727.60	16,363.80
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	34,545.80	17,272.90
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	36,364.00	18,182.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	40,000.40	20,000.20
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	43,636.80	21,818.40
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	47,273.20	23,636.60
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	50,909.60	25,454.80
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	54,546.00	27,273.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	58,182.40	29,091.20
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	61,818.80	30,909.40
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	65,455.20	32,727.60
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	69,091.60	34,545.80
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	74,546.20	37,273.10
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	80,000.80	40,000.40
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	85,455.40	42,727.70
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	90,910.00	45,455.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	96,364.60	48,182.30
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	101,819.20	50,909.60
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	107,273.80	53,636.90
30	620,000	20,670	605,000	~	112,728.40	56,364.20

9月分より変更すべき社会保険料

9月は保険料率の引き上げと共に、社会保険の定時決定（算定基礎）により決定された健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額を変更する時期です。具体的には、給与から控除する保険料率および標準報酬月額を変更した上で、従業員へ決定された標準報酬月額を通知します。

社会保険料控除のタイミングは会社によって異なるため、9月分の保険料をいつ支払う給与から控除するのかを確認しておきましょう。

う。

この他、社会保険料に関しては平成28年4月より、健康保険の標準報酬月額の上限額が121万円から139万円へ、累計標準賞与額も年間上限額が540万円から573万円にそれぞれ引き上げられています。

また、平成28年10月からは、厚生年金保険の標準報酬月額の下限に1等級（88,000円）が加わります。この変更に関与する人の取扱いは今後、情報が出てくるかと思しますので、確認の上、社会保険料の控除額に誤りがないように注意しましょう。

業種別にみる中小企業の経営課題

企業が抱える経営課題には、さまざまなものがあります。ここでは平成28年7月に発表された調査結果（※）から、中小企業の経営課題に関するデータをみていきます。

新規顧客の獲得が最重要課題に

上述の調査結果から、中小企業の経営課題を業種別にまとめると、下表のとおりです。全体では、新規顧客の獲得を重要な経営課題とする割合が最も高くなりました。次いで、既存顧客との関係強化、人材の確保となっています。

中小企業における人手不足は、さまざまな調査結果や報道でも大きな問題として取り上げられています。ただし、この結果をみる限り、新規顧客の獲得の方が重要だと認識している割合の方が高いことがわかります。

人材の確保が最重要課題の業種も

業種別にみると、新規顧客の獲得の割合が最も高いのは、製造業、飲食以外の小売業、卸売業、宿泊業、その他サービス業となりました。一方、飲食業と建設業、運輸業では、人材の確保の割合が最も高くなりました。こ

の3業種の2番目に割合が高い経営課題をみると、飲食業は新規顧客の獲得ですが、建設業と運輸業は既存顧客との関係強化となっており、違いがみられます。

規模による経営課題の違い

この調査では、回答企業の売上高によって4段階の区分を設けて結果をまとめています。それによると、売上規模の小さな企業では新規顧客の獲得、既存顧客との関係強化が重要な課題と認識されており、売上規模の大きな企業ではその他に、人材の確保や人材育成の強化等を重要な経営課題に挙げる割合が高いということです。

企業の成長には、経営課題の解決が欠かせません。課題を重要性と緊急性の点から分類し、自社にとって重要性と緊急性の高い課題から解決していくことが大切です。

業種別の重要な経営課題（％）

	全体	製造業	飲食業	飲食以外の小売業	卸売業	建設業	運輸業	宿泊業	その他サービス業
該当企業数	4,320	1,046	319	356	384	436	471	176	710
新規顧客の獲得	24.6	23.0	23.5	32.6	31.3	17.9	13.2	27.8	29.3
既存顧客との関係強化	20.0	19.7	8.8	26.7	23.7	23.2	25.3	11.9	22.0
人材の確保	19.8	12.8	27.6	9.8	9.1	25.0	35.9	25.6	16.5
人材育成の強化	8.2	7.8	11.0	4.5	7.0	10.1	6.8	11.9	8.7

（公財）全国中小企業取引振興協会「規模別・業種別の中小企業の経営課題に関する調査（要旨）」より作成

（※）（公財）全国中小企業取引振興協会「規模別・業種別の中小企業の経営課題に関する調査（要旨）」

中小企業基本法上の定義に基づく中小企業・小規模事業者及び従業員100人以下の医療法人・社会福祉法人2万社を対象に、平成28年1月に行われた調査です。回収率は21.6%となっています。詳細は次のURLのページで確認できます。

http://www.zenkyo.or.jp/it/pdf/houkoku_h27.pdf

都道府県別にみる インターネットの利用状況

今年7月に総務省から平成27年通信利用動向調査の結果（※）が発表されました。ここではその結果から、都道府県別のインターネット利用者の割合を利用端末別にみていきます。

■ 全国平均は83.0%に

上記結果から、都道府県別のインターネット利用者の割合を示すと下表のとおりです。

27年のインターネット利用者の割合は、全体（全国平均）で83.0%になりました。都道府県別にみると、東京都の89.7%が最も高くなりました。また全体を上回ったのは、埼玉県や神奈川県など12都府県となりました。

■ 高まるスマホの利用割合

利用端末別にみると、全体ではパソコンが56.8%、次いでスマートフォンが54.3%となりました。26年はパソコンが58.4%、スマートフォンが47.1%であり、スマートフォンの割合が高まっていることがわかります。インターネット関連の販促等を行う場合は、こうした結果も参考にしていかがでしょうか。

都道府県別インターネットの利用端末別のインターネット利用者の割合（%）

都道府県	総数					都道府県	総数				
	パソコン	携帯電話 (PHS含む)	スマート フォン	タブレット 型端末	パソコン		携帯電話 (PHS含む)	スマート フォン	タブレット 型端末		
全体	83.0	56.8	15.8	54.3	18.3	三重県	82.1	52.4	18.6	52.4	17.4
北海道	81.9	54.7	25.2	46.9	17.1	滋賀県	83.9	55.2	18.7	56.6	16.9
青森県	72.2	43.7	21.8	42.7	12.8	京都府	85.6	60.3	19.2	56.1	17.4
岩手県	72.8	45.0	22.9	45.3	13.6	大阪府	83.8	60.7	16.2	56.7	17.8
宮城県	82.9	52.8	19.0	54.6	15.6	兵庫県	82.8	56.2	17.5	56.4	18.6
秋田県	78.8	49.8	23.2	46.5	13.0	奈良県	82.9	60.5	14.9	52.8	18.5
山形県	78.5	47.9	21.7	49.9	13.6	和歌山県	78.0	51.3	18.0	51.4	17.8
福島県	79.0	45.8	19.1	47.2	16.0	鳥取県	74.1	47.7	23.5	44.7	14.1
茨城県	83.3	52.4	16.7	55.2	16.4	島根県	76.3	48.2	16.8	47.3	14.1
栃木県	79.3	52.2	17.0	51.0	15.4	岡山県	80.1	51.5	21.8	50.1	12.1
群馬県	82.8	53.4	21.2	51.1	14.8	広島県	82.4	55.0	17.9	54.9	19.4
埼玉県	87.7	59.5	23.1	54.9	17.1	山口県	78.3	50.5	21.9	44.5	19.2
千葉県	85.6	62.4	16.9	58.0	22.0	徳島県	78.9	49.9	15.0	51.4	16.4
東京都	89.7	70.0	19.2	62.1	21.4	香川県	76.5	48.1	16.3	50.6	18.6
神奈川県	86.1	61.8	19.9	60.7	23.6	愛媛県	80.7	47.1	22.5	48.9	18.5
新潟県	77.5	45.4	22.1	47.1	17.6	高知県	74.0	50.1	18.5	43.7	16.5
富山県	81.9	57.0	17.4	50.4	16.3	福岡県	83.5	55.8	16.0	56.0	19.5
石川県	84.4	56.9	15.1	53.8	14.0	佐賀県	80.6	50.2	16.9	50.2	17.7
福井県	79.4	54.0	18.5	50.9	17.7	長崎県	77.9	48.4	20.6	51.0	17.1
山梨県	80.7	51.4	21.9	52.2	18.9	熊本県	75.4	38.7	21.2	49.0	16.3
長野県	81.2	57.2	19.6	48.6	16.9	大分県	77.8	46.6	16.4	50.4	12.6
岐阜県	79.8	55.1	18.7	49.1	16.2	宮崎県	79.3	49.3	14.1	47.0	14.6
静岡県	83.3	58.5	18.4	54.0	18.6	鹿児島県	74.9	42.7	17.3	52.9	13.4
愛知県	82.2	57.9	18.1	56.0	20.0	沖縄県	83.1	51.4	15.0	50.6	18.8

総務省「平成27年通信利用動向調査ポイント」より作成

（※）総務省「平成27年通信利用動向調査」

全国の世帯（全体、構成員）および企業を対象に、平成28年1～2月に行われたサンプル調査です。今回のデータの有効回答数は14,765世帯（36,402人）となっています。詳細は次のURLのページから確認できます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2016年10月
お仕事備忘録

1. 短時間労働者の社会保険加入要件が変更
2. 年末にかけての資金繰り計画
3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
4. 労働者死傷病（軽度）報告提出
5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
7. 歳暮・年賀状の準備開始

1. 短時間労働者の社会保険加入要件が変更

今月より従業員数501人以上の企業で、1週間の所定労働時間が20時間以上、1ヶ月の決まって支払われる賃金が88,000円以上などの条件に該当する短時間労働者の方は厚生年金保険・健康保険の加入対象となる可能性があります。確認の上、手続きを進めましょう。

2. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

4. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。今月は7月から9月分の報告となります。

また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。また、平成28年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表をご確認ください。

6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

7. 歳暮・年賀状の準備開始

10月は年末年始のご挨拶の準備に取り掛かる時期です。

昨年の実績、今年の中元の発送先を洗い出し、どこへ歳暮を贈るのか、住所やあて先の氏名、役職名の変更はないのかなど、担当者等と連絡を取り合って確認をします。

また例年、11月頃にはお年玉つき年賀はがきが発売されます。必要枚数を確認すると同時に、今年の発送実績をまとめ、来年も発送するのか、喪中先はないのかなどのチェックもはじめましょう。

歳暮・年賀状とも同時進行でいかなければならないため、少しでも余裕をもてるよう、この時期からはじめるのが得策です。



2016.10

10月は年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	土	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●全国労働衛生週間（～7日（金）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者雇用支援月間
2	日	仏滅	
3	月	大安	
4	火	赤口	
5	水	先勝	
6	木	友引	
7	金	先負	
8	土	仏滅	寒露
9	日	大安	
10	月	赤口	体育の日
11	火	先勝	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	水	友引	
13	木	先負	
14	金	仏滅	
15	土	大安	
16	日	赤口	
17	月	先勝	
18	火	友引	
19	水	先負	
20	木	仏滅	
21	金	大安	
22	土	赤口	
23	日	先勝	霜降
24	月	友引	
25	火	先負	
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先勝	
30	日	友引	
31	月	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分） ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで